

山口県建設工事等競争入札参加資格者の参加資格再審査取扱要領

[平成19年6月30日平19監理第233号]

一部改正[平成21年7月14日平21監理第237号]

1 趣旨

この要領は、山口県建設工事等競争入札参加資格を有する者で、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定（以下「更生又は再生手続開始の決定」という。）を受けた者の入札参加資格の再審査の手続等について必要な事項を定める。

2 再審査申請の手続

更生又は再生手続開始の決定を受けた者が再審査の申請をしようとするときは、知事が別に告示する「建設工事等に係る一般競争及び指名競争入札の参加資格の審査」（以下「参加資格の審査の告示」という。）において定める様式「競争入札参加資格再審査申請書」に、次に掲げる建設業者又は測量業者等の区分に応じた関係書類を添えて、知事に申請するものとする。

なお、再審査申請における審査希望業種については、申請時認定を受けている業種の中から選定するものとし、選定しない業種についての競争入札参加資格は失効するものとする。

(1) 建設業者

- ア 営業所一覧表（更生又は再生手続開始の決定時以降のもの）
- イ 総合評定値通知書の写し（経営事項審査の審査基準日が、更生又は再生手続開始の決定日以降であるもの）
- ウ 工事経歴書（イの経営事項審査申請に添付したものの写し）
- エ 経営事項審査の審査基準日の職員数一覧表（参加資格の審査の告示第6号様式）（主たる営業所が山口県内にあるものに限る。）
- オ 技術職員名簿及び社会性等の状況を示す資料（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第19条の7別記様式第25条の11別紙二及び三に準ずるものをいう。）
- カ 貸借対照表及び損益計算書（イの経営事項審査申請に際し、添付したものの写し）
- キ 更生又は再生手続開始の決定書の写し
- ク 委任状（県外建設業者であって、更生又は再生手続開始の決定後において、代表者から支店長などに対する委任事項を添付したもの）
- ケ 更生手続開始の決定時以降に定款、役員等の変更があった場合は、当該変更を証明する書類

(2) 測量業者等

- ア 営業所一覧表（更生又は再生手続開始の決定時以降のもの）
- イ 公共測量等経歴書（更生又は再生手続開始の決定時以降における直近決算日時点のもの）
- ウ 審査基準日（更生手続又は再生手続申立日の直前の営業年度終了の日）の職員数一覧表（参加資格の審査の告示第6号様式）（主たる営業所が山口県内にあるものに限る。）
- エ 貸借対照表及び損益計算書（イに同じ）
- オ 更生又は再生手続開始の決定書の写し
- カ 委任状（県外業者であって、更生又は再生手続開始の決定後において、代表者から支店長などに対する委任事項を添付したもの）
- キ 更生又は再生手続開始の決定時以降に定款、役員等に変更があった場合は、当該変更を証明する書類

3 ヒアリングの実施

知事は、更生又は再生手続開始の決定を受けた者から2の申請があったときは、申請者から、次に掲げる事項についてヒアリングを実施するものとする。

(1) 建設業者

- ア 金融機関からの支援等を含む資金調達の見通し
- イ 技術者の確保等工事の施工体制
- ウ 下請業者、資材業者等との業務の協力状況
- エ 建設機械、建設資材、労務者等の確保の状況
- オ 営業対象地域、営業分野及び各支店の営業状況等に係る今後の経営方針
- カ 更生又は再生計画作成の方針（更生又は再生計画認可の決定後においては、当該計画の遂行状況）
- キ その他知事が必要と認める事項

(2) 測量業者等

- ア 金融機関からの支援等を含む資金調達の見通し
- イ 技術者の確保等公共測量等業務の実施体制
- ウ 営業対象地域、営業分野及び各支店の営業状況等に係る今後の経営方針
- エ 更生又は再生計画作成の方針（更生又は再生計画認可の決定後においては、当該計画の遂行状況）
- オ その他知事が必要と認める事項

4 再審査における総合数値の算定方法等

- (1) 知事は、別途定める「山口県建設工事等競争入札参加資格者等級区分の基準」により、総合点数を算定するものとする。
- (2) 知事が必要と認めるときは、3のヒアリングの結果を勘案して、(1)により算定する総合点数について、当該総合点数から概ね20%の範囲内の点数を減じて算定することができるものとする。
また、その結果、更生又は再生手続開始前に属していた等級から2等級以上降格となる場合には、1等級の降格とすることができるものとする。

5 再審査の結果通知等

知事は、入札参加資格の再審査を行ったときは、直ちに別記様式により申請者に必要な通知を行うものとする。

6 資格の有効期間

再審査に基づき新たに認定された資格の有効期間は、更生手続の廃止若しくは再生手続の廃止の決定の日又は次回の定期的入札参加資格の施行の日のいずれか早い時期までとする。

7 銀行取引停止処分を受けている者の特例

知事は、銀行取引停止処分を受けている者の申請により再審査を行う場合は、再認定する資格について、指名を受けた際に発注機関に提出すべき書類その他必要と認められる条件を付することができるものとする。

8 更生又は再生計画の認可の決定前の者の特例

更生又は再生計画の認可の決定前の者が5の通知を受けた場合は、更生又は再生手続に係る決定がある都度、決定通知書の写しを知事に提出するものとする。

9 施行期日

この要領は、平成19年7月1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年7月14日から施行する。

